

## 五島市空き家バンク実施要綱

平成28年3月31日告示第25号

### 五島市空き家バンク実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家を有効に活用し、市外からの移住及び市内での定住の促進を図るため、空き家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住を目的として建築された市内に存する戸建て住宅(建築物及びこれに付属する工作物並びにその敷地をいう。)又はマンション等の共同住宅の住戸であって、現に居住の用に供されていないもの又は近く居住の用に供されなくなる予定のものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供するシステムをいう。

#### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

#### (登録申込み等)

第4条 空き家に関する情報を空き家バンクへ登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)に空き家バンク物件登録カード(様式第2号)及び当該空き家に係る所有権等を確認できる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、その内容が適当であると認めるときは、当該情報を空き家バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了通知書(様式第3号)により、当該申込みをした者に通知するものとする。
- 4 市長は、必要に応じて第2項の規定により登録した空き家の調査を行うことができる。
- 5 第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家バンク登録者」という。)は、前項の調査に協力しなければならない。

(登録情報の変更)

第5条 空き家バンク登録者は、前条第2項の規定により登録された情報(以下「登録情報」という。)に変更があったときは、空き家バンク物件登録情報変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録情報の取消し)

第6条 市長は、登録情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報を取り消すものとする。

- (1) 空き家バンク登録者が、自己の登録情報の取消しを希望したとき。
- (2) 登録情報に重大な誤り又は虚偽があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の場合においては、空き家バンク登録者は、空き家バンク物件登録情報取消届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録情報を取り消したときは、空き家バンク物件登録情報取消通知書(様式第6号)により、当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

(登録情報の公表)

第7条 市長は、閲覧、市のホームページへの掲載その他の方法により登録情報のうち物件の概要等を公表するものとする。ただし、空き家バンク登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(利用登録)

第8条 市から前条の規定により公表された登録情報よりも詳細な登録情報の提供を受けようとする者は、第3項に定める登録を受けなければならない。

2 次項の登録を受けようとする者(以下「利用登録希望者」という。)は、空き家バンク利用登録申請書(様式第7号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第7号の2)
- (2) 住民票の写し等の現住所が確認できる書類

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、利用登録希望者が次の各号のいずれかに該当する者(転勤、季節労働等により一時的に転入する者及び所属する世帯に国家国家公務員又は地方公務員がいる者を除く。)であると認めたときは、当該利用登録希望者を空き家バンクに登録するものとする。

- (1) 市に転入しようとする者又は市内に住所を有する者であって、市内への定住等を目的として空き家を利用し、市の自然環境、生活文化、地域自治等に対する理解を深め、地域住民の一員として地域活性化に貢献しようとするもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第8号)により、当該利用登録希望者に通知するものとする。

(利用登録内容の変更)

第9条 前条第3項の規定による登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、同項の規定により登録された内容(以下「利用登録内容」という。)に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(利用登録内容の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録内容を取り消すことができる。

(1) 成約により空き家を取得したとき。

(2) 利用登録内容の取消しを希望したとき。

(3) 空き家を利用しようとする目的が第8条第3項各号の要件を満たさなくなると認められるとき。

(4) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(5) 第8条第2項の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

2 前項第2号の場合においては、利用登録者は、空き家バンク利用登録取消届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により利用登録内容を取り消したときは、同項第1号に該当する場合を除き、空き家バンク利用登録取消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(空き家バンク登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、空き家バンク登録者又は物件の媒介を行う者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 前項に規定する交渉等に関する一切の紛争等については、空き家バンク登録者又は物件の媒介を行う者と利用登録者の間で解決するものとする。

(契約の報告)

第12条 利用登録者は、空き家バンク登録者と空き家に関する契約を締結したときは、空き家バンク物件契約報告書(様式第12号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

( 雑則 )

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

( 施行期日 )

1 この告示は、平成30年8月29日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行日前において、五島市空き家バンク設置要領（平成26年五市公第2181号）の規定により登録のなされている登録情報及び利用登録内容については、それぞれ第4条第2項及び第8条第3項の規定により登録のなされた登録情報及び利用登録内容とみなす。

( 五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱の一部改正 )

3 五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱（平成27年五島市告示第24号）の一部を次のように改正する。

( 次のよう略 )

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第7号の2（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第9条関係）

様式第10号（第10条関係）

様式第11号（第10条関係）

様式第12号（第12条関係）